

第9回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年6月12日（金） 14：30～14：40

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計23名

内 容：以下のとおり

1. 感染拡大の傾向が見られる場合の県の考え方（防災部、教育委員会）

（1）防災部

県の取組の考え方及び基礎資料について説明（資料1）

（2）教育委員会

①「感染拡大の傾向が見られる場合の県の取組」に関連して、県立学校の行動基準について説明し、「レベル2の①」の地域については、防災部から説明があった取扱と統一する旨説明（資料2）

②現在の感染状況について、健康福祉部と協議し、3つのレベルの中で最も良好な状況である「レベル1」であることを確認した旨説明

2. 外出自粛要請に関する県の対応（防災部）

外出自粛要請の緩和及び県有施設の対応について説明（資料3、4）

3. 知事指示事項

- ・他県との往来の自粛要請については、6月15日から、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（5月25日以降に緊急事態宣言が解除された都道府県）の5都道県を除く都道府県との往来については、往来の自粛要請を解除する。
- ・自粛要請を解除していない5都道県との不要不急の往来については当面控えること。
- ・自粛要請を解除した県との往来の際にも、行先の県が提供している最新の情報を確認し、感染予防を徹底すること。
- ・なお、観光振興の観点からの人の移動往来については、引き続き県内観光の

振興から取り組み、その状況、また他県の感染状況などを踏まえつつ、次の段階から県外から人の呼び込みを実施する。

- ・現時点で、ワクチンや治療薬がないという状況は変わっていないので、感染リスクがなくなったわけではないので、県民の皆さんへは、繰り返しお願いしている感染症対策の徹底を引き続きお願いする。
- ・同時に、県民の皆様の経済活動や日常の生活が感染症発生前の状態に少しでも近づけていけるように、県内で発生した場合のクラスター対策や医療の確保、県内企業の事業継続に県政として引き続き全力で取り組んでいくので、県民の皆様の理解と協力をお願いする。

第9回島根県対策本部会議

日時：令和2年6月12日（金）14：30～

場所：県庁6階 講堂

1. 感染拡大の傾向が見られる場合の県の取組の考え方について
2. 外出自粛要請に関する県の対応について
3. 知事指示事項

感染拡大の傾向が見られる場合の県の取組の考え方（案）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」の三（3）6）③に記載された、「都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、『特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる』とされていること」に基づき、次のとおり設定する。

1. 考え方

新規感染者数などの数値を目安とし、他県の感染状況などを踏まえ、総合的に判断する。

2. 判断の要素となる項目

(1) 国の基本的対処方針等

(2) 島根県内の状況

①感染者の状況

指標	国の4月緊急事態宣言時	国の再指定時	島根県（案）
新規感染者数 （直近1週間の累計）	人口10万人 あたり5人以上 （約33人）	-	人口10万人 あたり2人以上 （約13人）
感染経路不明率 （直近1週間の累計）	50%以上	30%以上	30%以上 （約4人）

（注）島根県の人口を66.8万人とし、小数点以下を四捨五入している

②医療提供体制（入院患者数、病床稼働数）

(3) 他県の状況

他の都道府県における外出自粛要請の実施状況

3. 想定される対応

必要に応じ、法第24条第9項等に基づく各種協力要請等を実施する。

外出	県民の外出自粛要請
移動	県境をまたぐ移動の自粛要請
出勤	在宅勤務（テレワーク）などの推進の要請
イベント	クラスター発生のおそれがあるイベント、三密のある集まりについて、自粛の協力要請
施設の使用制限	感染の実情に応じ、施設使用の制限への協力要請

※要請等の対象地域は、県内全域とせず、一部の地域を対象として要請する場合がある

指標		内容	令和2年6月12日 時点の状況
国の対応	緊急事態宣言	宣言の発出及び対象地域の 設定	解除
	基本的対処方針	令和2年5月25日変更	変更なし
県内の状況（注）	新規感染者数 （直近1週間での累計）	人口10万人あたり2人以上 （約13人）	0人
	感染経路不明率 （直近1週間での累計）	30%以上（約4人）	0%
	医療提供体制	①入院中患者数 ②病床稼働数	①1人 ②1/253床
中国4県	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	別紙
特定警戒都道府県5県 （5月25日解除）	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	別紙
それ以外	外出自粛の要請	都道府県をまたいだ移動の 自粛要請の実施状況	別紙

（注）島根県の人口を66.8万人とし、小数点以下を四捨五入している

県境をまたいだ移動の自粛に係る対応状況

1. 中国地方

都道府県	要請内容	要請期間
島根県	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（5月25日に緊急事態宣言が解除された都道県）以外への移動について自粛を要請	6月14日まで
	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の移動について自粛を要請	6月18日まで
鳥取県	・不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との往來を控える ・観光のための県外との往來については、島根県との往來を除き控える ・旧特定警戒都道府県から緊急事態宣言解除前に鳥取県へ来た方に対し、来県後14日間の外出自粛を要請	6月1日～6月18日
岡山県	不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動はできるだけ控える	6月1日～6月18日
	京都府、大阪府、兵庫県への移動はできるだけ慎重に行う	6月1日～6月11日 (6月12日解除)
	このほかの県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報などを確認して行う	-
広島県	5月21日に緊急宣言が解除された3府県（京都府、大阪府、兵庫県）への不要不急の移動は避ける	6月11日まで (6月12日解除)
	5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への不要不急の移動は避ける	6月18日まで
	福岡県について、当面、移動を控える	当面
	その他の県へは、感染状況や移動先の県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動は控える	当面
山口県	・新たな感染が連日確認されている北九州市については、通勤・通学・通院など生活に必要なものを除き、不要不急の移動を控える ・やむを得ず移動する場合も、感染防止対策を徹底する	当面
	5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県については、不要不急の移動は慎重に検討、極力控える	6月11日まで (大阪府、京都府、兵庫県) (6月12日解除)
	県をまたぐ移動の際には、移動先の地域が提供している情報も確認し、感染予防に努める	6月18日まで (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道)

2. 特定警戒都道府県（5月25日解除）

都道府県	要請内容	要請期間
北海道	他都府県・札幌との不要不急の往来は慎重に対応すること	6月1日～6月18日
埼玉県	・県外への不要不急な移動を控える ・夜の繁華街への外出は自粛する	6月1日～6月18日
千葉県	都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応	当面
東京都	他県への不要不急の移動の自粛	6月18日まで
神奈川県	帰省や旅行など、県域を越えた移動を控えるよう要請	5月25日から概ね3週間

3. 特定警戒都道府県（5月21日解除）

都道府県	要請内容	要請期間
京都府	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促す	6月1日～6月18日
大阪府	一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控える	6月1日～6月18日
兵庫県	・不要不急の外出の自粛に努める ・特に6月18日までは、首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動を控える	6月1日～6月18日

4. その他の県

都道府県	要請内容	要請期間
(34 県)	北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県）への不要不急の移動について自粛を要請	6月1日～6月18日

（注）令和2年6月11日18:00時点の各県ホームページ公表資料より作成

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

都道府県	人口数		新規感染者数	
	人口数（千人）	10万人換算	6月3日～9日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）
北海道	5,286	52.86	26	0.49
青森	1,263	12.63	0	0.00
岩手	1,241	12.41	0	0.00
宮城	2,316	23.16	0	0.00
秋田	981	9.81	0	0.00
山形	1,090	10.90	0	0.00
福島	1,864	18.64	0	0.00
茨城	2,877	28.77	0	0.00
栃木	1,946	19.46	0	0.00
群馬	1,952	19.52	2	0.10
埼玉	7,330	73.30	3	0.04
千葉	6,255	62.55	3	0.05
東京	13,822	138.22	113	0.82
神奈川	9,177	91.77	23	0.25
新潟	2,246	22.46	0	0.00
富山	1,050	10.50	0	0.00
石川	1,143	11.43	1	0.09
福井	774	7.74	0	0.00
山梨	817	8.17	2	0.24
長野	2,063	20.63	0	0.00
岐阜	1,997	19.97	2	0.10
静岡	3,659	36.59	0	0.00
愛知	7,537	75.37	2	0.03
三重	1,791	17.91	0	0.00
滋賀	1,412	14.12	0	0.00
京都	2,591	25.91	1	0.04
大阪	8,813	88.13	2	0.02
兵庫	5,484	54.84	0	0.00
奈良	1,339	13.39	0	0.00
和歌山	935	9.35	0	0.00
鳥取	560	5.60	0	0.00
島根	680	6.80	0	0.00
岡山	1,898	18.98	0	0.00
広島	2,817	28.17	1	0.04
山口	1,370	13.70	0	0.00
徳島	736	7.36	0	0.00
香川	962	9.62	0	0.00
愛媛	1,352	13.52	0	0.00
高知	706	7.06	0	0.00
福岡	5,107	51.07	25	0.49
佐賀	819	8.19	0	0.00
長崎	1,341	13.41	0	0.00
熊本	1,757	17.57	0	0.00
大分	1,144	11.44	0	0.00
宮崎	1,081	10.81	0	0.00
鹿児島	1,614	16.14	0	0.00
沖縄	1,448	14.48	0	0.00

【出典】

人口数：総務省統計局（H30年推計人口）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」

令和2年5月22日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』より抜粋

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

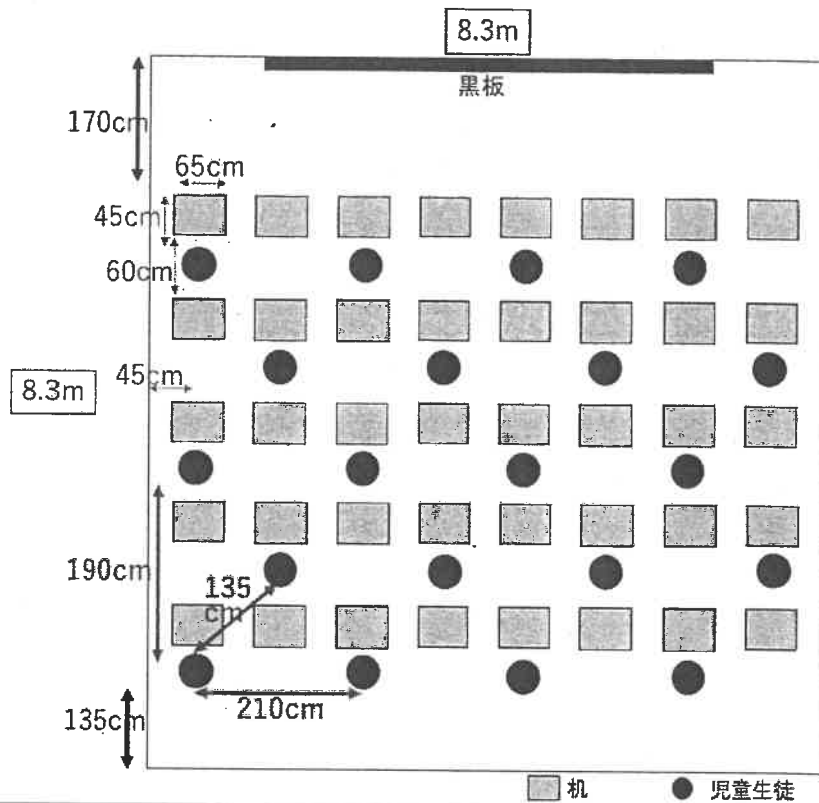
「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

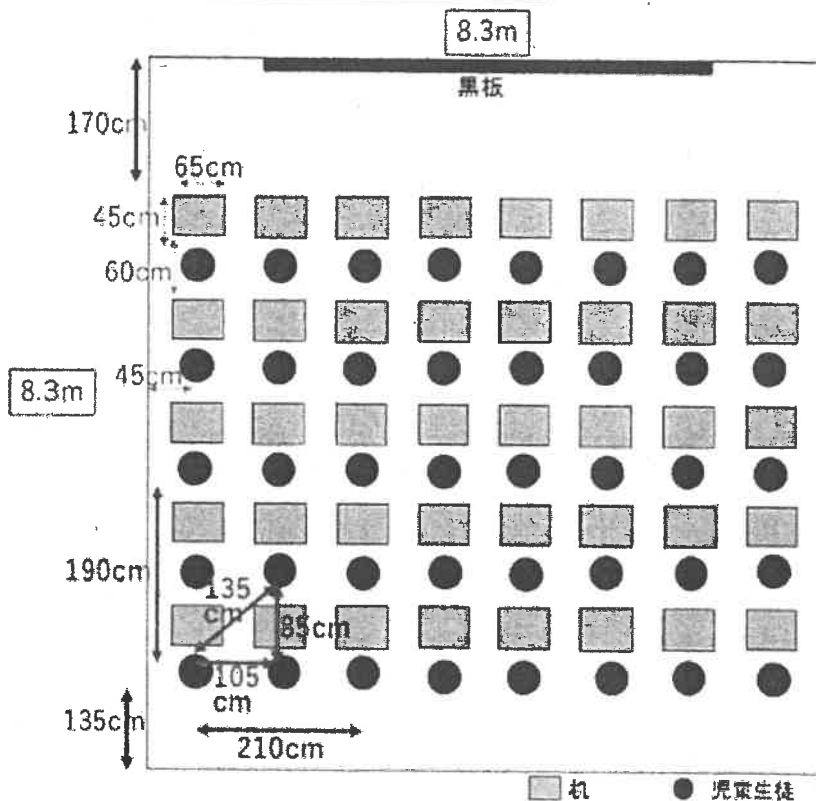
※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上る際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス 20人の例)



(参考) レベル1地域 (1クラス 40人の例)



『新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言』より抜粋

- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ①**特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ②**感染拡大注意都道府県**：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第24条第9項に基づき要請を行う。
- ③**感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を継続。
	外出	（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 - 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	- 不要不急の①・②の県をまたぐ移動は避ける。 3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	- 出勤者数の7割削減を目指す。 - 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	- クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	- 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 - 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設利用制限	- 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 - クラスターのおそれがある施設や3密施設は利用制限の協力要請を検討。 - 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	- 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 - 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼

- (1) 6月15日以降は各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外との往来について自粛要請を解除する
自粛要請を解除していない5都道府県との不要不急の往来は、当面控えること
県境をまたぐ移動の際には、移動先の県が提供している情報などを確認し、感染予防に努めること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

県有施設等の再開状況について

No.	施設名称	使用が可能な施設	引き続き使用できない施設等	電話番号
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	再開済	イベントの再開については、調整中	0855-28-3900
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	再開済	—	0854-86-0500
3	三瓶小豆原埋没林公園	再開済	—	0854-86-9500
4	花ふれあい公園 しまね花の郷	再開済	—	0853-20-1187
5	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	再開済	—	0853-63-7100
6	島根県立図書館	再開済	—	0852-22-5748
7	島根県立青少年の家 サン・レイク	再開済	—	0853-69-1316
8	島根県立少年自然の家	再開済	—	0855-52-0716
9	島根県立八雲立つ風土記の丘	再開済	—	0852-23-2485
10	島根県立古代出雲歴史博物館	再開済	—	0853-53-8600
11	島根県さくらおろち湖周辺 スポーツ施設	再開済	—	0854-42-9600
12	島根県立武道館	再開済	—	0852-22-5711
13	島根県立石見武道館	再開済	—	0855-23-7170
14	島根県立水泳プール	再開済	—	0852-26-4583
15	島根県立体育館	再開済	—	0855-23-1201
16	島根県立サッカー場	再開済	—	0856-23-2644
17	島根県立はつらつ体育館	再開済	—	0852-21-3253
18	島根県立浜山公園	再開済	—	0853-53-4533
19	島根県立石見海浜公園	再開済	—	0855-28-3600
20	島根県立万葉公園	再開済	—	0856-22-2133
21	中山間地域研究センター	再開済	—	0854-76-3808
22	島根県畜産技術センター	再開済	—	0853-21-2631
23	島根県立ふるさと森林公園	再開済	—	0852-66-3586
24	島根県立東部総合福祉センター いきいきプラザ島根	再開済	—	0852-32-5911
25	島根県立西部総合福祉センター いわみーる	再開済	—	0855-24-9330
26	島根県立男女共同参画センター あすてらす	再開済	—	0854-84-5500
27	島根県立美術館	再開済	—	0852-55-4700
28	島根県芸術文化センター グラントワ	再開済	—	0856-31-1860
29	島根県民会館	再開済	—	0852-22-5506
30	島根県立産業交流会館 くにびきメッセ	再開済	—	0852-24-1111
31	島根県立産業高度化支援センター テクノアークしまね	再開済	—	0852-60-5100
32	島根県物産観光館	再開済	—	0852-22-5758
33	竹島資料室	再開済	—	0852-22-5669
34	日比谷しまね館（東京都千代田区）	再開済（時間短縮営業）	—	03-5860-9845

(注1) 上記施設の再開・休館については、状況に応じて適宜見直す場合があります。

(注2) すべての施設（日比谷しまね館を除く）について、令和2年6月15日以降、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県からの県外客の利用を控えるよう案内します。

(注3) 5月31日までとしていた施設の使用料の減免措置（定員を2分の1にした上で、2分の1減免）については、当面、継続します。